

「健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書」を提出される皆様へ＜大切なお知らせ＞

1. 任意継続被保険者になるためには

- 任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要となります。
 - 退職日(資格喪失日の前日)までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。
 - 退職日の翌日から20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)に、近森会健康保険組合へ資格取得申出書を提出すること。
- 資格取得申出書を提出される際には、以下の点について留意してください。
 - 退職日の翌日から20日目が土日・祝日の場合は、翌営業日までに資格取得申出書を提出してください。
 - 資格取得申出書の提出は郵送でも構いません。ただし、提出期限は、当健康保険組合に到着した日が20日以内(20日目が土日・祝日の場合は翌営業日)となります。

2. 任意継続の加入期間について

- 任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、任意継続の資格を喪失することとなります。
《資格を喪失する場合》
 - 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
 - 就職等により、健康保険等の被保険者等となった場合
 - 被保険者の方が亡くなられた場合
 - 被保険者の方が後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に加入された場合
 - 被保険者の方が任意継続被保険者でなくなることを希望される場合
(「国民健康保険に加入する」「ご家族の健康保険の扶養に入る」など)

3. 任意継続の保険料額について

- 任意継続の保険料額は、退職時の標準報酬月額によって決定されます。
- 勤務していた時の健康保険料については、事業主と被保険者で折半していましたが、任意継続の保険料については、全額任意継続被保険者の自己負担となります。
- 任意継続の保険料額については、下記の理由により変更となる場合があります。
《保険料額が変更する場合》
 - 任意継続加入中に40歳になり介護保険被保険者に該当した場合(一般保険料+介護保険料)
 - 任意継続加入中に65歳になり介護保険被保険者に該当しなくなった場合
 - 健康保険料率または介護保険料率が変更された場合

4. 保険料の納付方法について

《保険料の納付方法については、以下のいずれかの方法により納付してください。》

○ 納付書にて毎月納付していただく方法

- 当健康保険組合より納付書を送付いたしますので、納付書に記載されている「納付期限」までに納付してください。(取扱金融機関等については、納付書にて確認してください。)
- 「納付期限」は原則として毎月10日となっておりますが、以下の理由により「納付期限」が10日にならない場合があります。必ず「納付期限」を確認してください。
《納付期限が10日にならない場合》
 - 当該月の10日が土日・祝日の場合(納付期限は翌営業日)
 - 初めて保険料を納付する場合(納付期限は保険者が指定した日)

- ※1 納付書が届かない場合または、紛失してしまった場合は、早急に当健康保険組合に連絡してください。
- ※2 納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することとなります。なお、初回分の保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者の資格が取り消しとなります。

○ 四国銀行自動送金サービスにて毎月納付していただく方法

- 四国銀行に口座をお持ちの方のみ、このサービスをご利用いただけます。四国銀行窓口にてお手続きください。
- 振込日は毎月1日～10日の間(土日・祝日の場合は翌営業日)でご指定ください。
- 初回引落日までには余裕を持って四国銀行に申し込みをお願いいたします。

○ 前納にて6ヵ月分または、12ヵ月分納付していただく方法

- 6ヵ月前納を選択した場合
3月から8月に資格取得した場合は資格取得月の翌月分から9月分までの保険料、9月から翌年2月に資格取得した場合は資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。
 - 12ヵ月前納を選択した場合
資格取得した際に、資格取得月の翌月分から当該年度の3月分までの保険料を納付することができます。
- ※1 保険料を前納にて納付する場合は、保険料が割引されます。
 - ※2 前納の納付期限は、資格取得年月日の属する月の月末となっておりますので、資格取得申出書を提出された時期によっては、前納にて納付することができない場合があります。詳しくは、当健康保険組合までお訊ねください。